

## 入札説明書

宮崎県が行う F A X複合機の複写サービス及び保守管理業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年8月7日

### 2 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 F A X複合機の複写サービス及び保守管理業務
- (2) 設置台数 F A X複合機1台
- (3) 契約内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和6年10月1日から令和11年9月30日(60月)
- (5) 納入期限 令和6年9月30日
- (6) 納入場所 宮崎県小林市駅南300番地 宮崎県西諸県農業改良普及センター

### 3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
  - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
  - ウ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有する者であると認められた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害についてはその賠償の責めを負わないものとする。

### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、開札日当日時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年1月26日告示第93号。以下「要綱」という。)第4条に規定する競争

入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載された者で、営業種目が「賃貸業務」で種目が「事務機器」であること。

- (3) 納入する物品および数量を確実に納入できる者であること。
- (4) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (5) 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (6) 宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む。)を有する者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、または民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

#### 5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県小林市駅南300番地 宮崎県西諸県農業改良普及センター  
地域支援課 地域企画担当
- (2) 期間 令和6年8月7日から令和6年8月28日まで  
(午前10時から午後5時まで)

#### 6 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県小林市駅南300番地 宮崎県西諸県農業改良普及センター
- (2) 期間 令和6年8月7日から令和6年8月28日まで  
(午前10時から午後5時まで)

#### 7 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、令和6年8月16日午後5時まで受け付ける。

なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

#### 8 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙様式1)を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。提出期限までに入札参加資格確認申請書を提

出しない者または入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所：〒886-0009 宮崎県小林市駅南300番地  
宮崎県西諸県農業改良普及センター 地域支援課 地域企画担当
- (2) 提出期限：令和6年8月28日午後5時まで
- (3) 提出方法：持参又は郵送  
(郵送にあつては、書留郵便に限る)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知：令和6年8月30日までに書面により通知する。

## 9 入札と開札

- (1) 入札及び開札の場所並びに日時  
ア 場所 宮崎県小林市細野367番地2  
宮崎県小林総合庁舎2階2B会議室  
イ 日時 令和6年9月3日(火曜日)午前11時
- (2) 入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)を持参して提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は、認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式4)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札方法  
ア 入札金額は、基本料金と複写サービス料金一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書は、入札書と別紙入札内訳書をホッチキス止めにし、割印を押印の上、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (6) 入札者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、または不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたときは、当該入札の執行を延期し、または

取り消すことができる。

- (8) 開札には入札者またはその代理人が立ち会わなければならない。

## 10 再度入札

- (1) 開札した場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札と同じものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記入すること。また、初度の入札と同様に内訳を記載すること。
- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度の入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。

## 11 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合。

#### •提出書類

履行保証保険証書

イ 過去2箇年度の間国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって契約し、かつ、これらすべてを誠実に履行している実績がある場合。

#### •提出書類

(ア)契約書の写し及び発注者が発出した契約の履行に関する合格通知等

または

(イ)契約書の写し及び履行証明書

※(ア)、(イ)ともに、本県が発注者である場合は、契約書の写しのみで可。

## 12 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効となる入札をした者または初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

## 13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県西諸県農業改良普及センター

宮崎県小林市駅南300番地

郵便番号 886-0009 電話番号 0984(23)5105

E-mail:[nishimoro-nokai@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nishimoro-nokai@pref.miyazaki.lg.jp)

## 15 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 16 入札者は、入札後、入札通知について不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。